

老人デイサービスセンターなのはな
指定管理者候補者 募集要項

令和7年5月

刈谷市

< 目 次 >

1	募集の趣旨	1
2	施設の概要	1
3	募集の内容	1
4	指定管理料及び利用料金収入の取扱い	2
5	申請の資格	2
6	申請書等の提出	3
7	現地説明会の開催	6
8	質問の受付	6
9	指定管理者の選定に係る事項	7
10	指定管理者の指定及び協定締結に係る事項	9
11	申請に関する留意事項	9
12	問合せ先	10

1 募集の趣旨

公の施設である老人デイサービスセンターなのはな（以下「センター」という。）の管理運営業務をより効果的・効率的に達成するため、指定管理者の募集を行います。

2 施設の概要

- (1)所在地 刈谷市原崎町2丁目408番地1

- (2) 建物概要 ア 構造 鉄筋コンクリート造り 2 階建て

イ 敷地面積 1, 633.57 m²

ウ 建築面積 644.09 m²

工 延床面積 774.00 m²

デイサービスセンターなのはな（以下「デイサービスセンタ
 ー」という。） 578.00㎡（1階部分）

なのはな児童館（以下「児童館」という。）

1 9 6 . 0 0 m² (2階部分)

※別途施設平面図参照

- (3) 定 員 35 名

- (4) 休館日 日曜日及び12月29日から1月3日まで

ただし、刈谷市と指定管理者との協議により変更可能

3 募集の内容

- (1) 業務内容

センターの管理運営に関すること。

※詳細は、別添「老人デイサービスセンターなのはな指定管理業務仕様書」を参照ください。

- (2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5か年）

この指定期間は予定であり、市議会の議決により確定するものです。

また、指定期間内であってもセンターの管理運営を継続することが適当でない
と認められる場合は、指定を取り消すことがあります。指定の取消によって刈谷
市に損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

4 指定管理料及び利用料金収入の取扱い

センターの施設管理業務については、地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制度による運営とし、介護報酬及び利用者負担金の両方を指定管理者の収入とすることにより管理運営を行うこととします。

児童館の運営に係る経費は、指定管理料として、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに予算の範囲内で刈谷市から支払うこととします。

5 申請の資格

指定管理者の指定を申請することができる者は、指定期間中にセンターを安全円滑に管理運営することのできる法人であることとし、個人での申請はできません。また、次に掲げる（1）から（8）までのすべての要件を満たす必要があるものとします。

（1）地方自治法第244条の2第11項の規定により刈谷市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人でないこと又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人でないこと。

（2）刈谷市入札参加資格停止要領（平成6年7月12日施行）第3条の規定に基づく資格停止期間中の法人でないこと。

（3）役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）及びセンターに配置する職員に、次のアからウのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者

（4）次のアからエまでのいずれかに該当する法人でないこと。

ア 商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた法人及びその開始命令がされている法人

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）

- エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う法人でないこと。
- (7) 当該業務に係る公告を行った日現在、愛知県内に事業所を有する介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する通所介護の事業者で、令和 8 年 4 月（事業開始）までに、デイサービスセンターにおいて刈谷市の通所介護相当サービス及び緩和基準通所型サービスの指定を既に受けている又は指定を受けられる法人であること。
- (8) 介護保険法第 70 条第 2 項及び第 115 条の 2 第 2 項に定める欠格事項に該当しないこと。

6 申請書等の提出

指定管理者の指定を受けようとする法人は、次のとおり申請書及び添付書類を提出してください。

(1) 提出期間

令和 7 年 5 月 22 日（木）～ 5 月 30 日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

なお、郵送の場合は、令和 7 年 5 月 30 日（金）必着とします。

(2) 提出時間

午前 9 時～午後 5 時（正午から午後 1 時までを除きます。）

(3) 提出場所

刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地

刈谷市役所 福祉健康部 長寿課 長寿生きがい係

(4) 提出方法

提出場所へ直接持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）するものとします。ただし、郵送による場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失または遅配については考慮しません。また、電子メール等による提出は受け付けません。

(5) 提出部数

正本 1 部、副本 17 部（書類は、A4 判・両面印刷・左とじとする。）

(6) 提出書類

番号	書類名	摘 要
1	指定管理者指定申請書	様式第 1 号
2	事業計画及び関連資料(マニュアル等)	様式第 2 号(様式第 2 号の内容が記載されていれば任意様式でも可。)また、関連資料(マニュアル等がある場合は添付してください。)
3	収支予算書	令和 8 年度～令和 1 2 年度 様式第 3 号①(総括表)、②(デイサービスセンター用)、③(児童館用)
4	運営規程(案)	任意様式
5	就業規則(案)及び賃金規則等職員の労働条件(案)	任意様式
6	定款、寄附行為又は規約	
7	法人代表者の経歴書	様式第 4 号
8	役員名簿	様式第 5 号
9	履歴事項全部証明書	発行日から 3 か月以内のもの
10	決算書(貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書)及び事業報告書	直近 3 期分
11	所管税務署が発行する国税に未納の税額がない旨の証明書(納税証明書「その 3」)	発行日から 3 か月以内のもの
12	本店所在地の都道府県及び市町村が発行する都道府県税及び市町村税に未納の税額ない旨の証明書(完納証明書)	・発行日から 3 か月以内のもの ・本店所在地の都道府県及び市町村が完納証明書を発行していない場合は、直近 3 期分の法人住民税の納税証明書
13	身元証明書	法人の代表者の証明書 発行日から 3 か月以内のもの
14	監査指摘等の状況(任意様式)	直近 3 期分の法人監査指摘状況及び改善状況を記載
15	法人案内パンフレット	不特定多数に配布するパンフレット等を作成している場合のみ添付

(7) 提出書類に関する留意事項

ア 提出書類はA4判縦・横書きとし、フォントサイズは図表等を除き、10ポイント以上としてください。ただし、官公署発行の書類及び既存の会社案内パンフレット等はこの限りではありません。

イ 提出書類は、パイプ式ファイル、バインダー等による2穴綴じとしてください。

ウ 綴じ穴は、提出書類に直接あけることとし、クリアポケットファイルは使用しないでください。この場合において、綴じ穴付近の文字、図表等が見えなくなるよう留意してください。

エ 提出書類の種類ごとに、インデックス(「(6) 提出書類」の番号の見出し)を付した合紙を入れてください。※官公署発行の書類は正本に原本1部を添付し、副本には写しを添付していただければ結構です。

オ ファイル、バインダー等の表紙及び背表紙には、記載例を参考に次の事項を記載してください。

(ア) 老人デイサービスセンターなのはな指定管理者指定申請書

(イ) 正本・副本の別

(ウ) 法人の名称

【記載例】

[表紙]

老人デイサービスセンター なのはな 指定管理者指定申請書 〈正本〉 法人の名称	1 2 3
---	-------------

[背表紙]

老人 デイサービスセンター なのはな 指定管理者指定申請書 へ正本 法人の名称
--

7 現地説明会の開催

センターの見学、申請方法、申請に当たっての提出書類などについて説明会を開催します。参加希望の法人は、「現地説明会参加申込書（様式第6号）」に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。この場合において、電子メールの件名は「老人デイサービスセンターなのはな現地説明会参加申込書」としてください。

現地説明会参加申込書の受理後、電子メールで受理した旨の通知をしますので、5月9日（金）午後5時までに受理した旨の通知がない場合は、電話でお問い合わせください。

（1）開催日時

令和7年5月11日（日）午後1時30分から1時間半程度

（2）開催場所

センター

（3）参加人数 各法人2名以内

（4）申込期限 令和7年5月9日（金）午後5時

（5）申込先

刈谷市役所 福祉健康部 長寿課 長寿生きがい係

電話 0566-62-1063（ダイヤルイン）

長寿課:choujyu@city.kariya.lg.jp

8 質問の受付

募集要項等の配布資料に関し質問がある場合は、電子メールに「法人名」、「代表者氏名」、「担当者氏名」及び「連絡先」を明記のうえ、件名を「老人デイサービスセンターなのはな指定管理公募に関する質問事項」として送付してください。

なお、電話、来庁など口答による質問は受け付けません。

（1）質問受付期間

令和7年5月7日（水）～5月14日（水）正午

（2）質問に対する回答

質問受付期間内に提出された質問に対する回答は、令和7年5月21日（水）に本市ホームページで公表します。（予定）

（3）提出及び連絡先

刈谷市役所 福祉健康部 長寿課 長寿生きがい係

電話 0566-62-1063（ダイヤルイン）

FAX 0566-24-2466

電子メール choujyu@city.kariya.lg.jp

9 指定管理者の選定に係る事項

(1) 選定方法

刈谷市指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、デイサービスセンターなのはな指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション）により指定管理者となる候補を選定します。

ア 第1次審査（資格審査・財務審査・書類審査）

提出された書類により、申請の資格を有すること、財務状況が良好であることを審査し、これらの要件を満たさない申請者は失格とします。なお、申請者が4者を超える場合は、申請書類の内容により順位付けを行い、上位3者を第1次審査通過者とします。要件を満たす申請者が3者以下の場合は、採点審査を省略し、当該申請者全てを第1次審査通過者とします。

イ 第2次審査（プレゼンテーション）

第1次審査通過者には提出された事業計画書等の内容に基づき、プレゼンテーションを行っていただきます。場所、実施方法等の詳細については、第1次審査終了後、書面で通知します。

なお、第1次審査通過者の数が1者の場合であっても、第2次審査を行うものとします。当該採点審査による合計得点が総配点の6割に満たない場合は、指定管理者候補者の該当なしとして、再募集を行うこととします。

(2) 選定スケジュール

項 目	日 程
募集要項等のホームページ掲載	5月1日（木）～
現地説明会参加申込受付	5月1日（木）～9日（金）
現地説明会	5月11日（日）
質問受付	5月7日（水）～14日（水）正午
質問の回答	5月21日（水）（予定）
申請書類の受付期間	5月22日（木）～5月30日（金）
第1次審査（書類審査）	6月27日（金）
第2次審査（プレゼンテーション）	7月2日（水）
選定結果通知	7月中旬
指定管理者を指定する議案の議決	9月市議会定例会
協定書締結、事業開始	令和8年4月

(3) 選定の基準

選定基準		審査項目
① 事業計画書及び関連資料	1 基本理念等について [配点10/200]	(1) 法人の活動理念、活動目標及び活動内容 (2) 管理運営方針について
	2 高齢者福祉施設の事業実績について [配点15/200]	(3) 類似施設の運営実績 (4) 現在運営している施設に係る指導・監督官庁の指導検査結果及び改善状況
	3 センター全体の運営に対する提案について [配点55/200]	(5) 事故防止・防犯・防災・感染症予防対策及び緊急時の対応 (6) 地域住民やボランティア団体との連携 (7) 職員の配置及び指導育成・研修体制 (8) 利用者等の要望把握と改善方法 (9) 利用者等とのトラブル防止と対処方法 (10) 省エネルギー、ごみの削減等環境に配慮した取組み (11) 個人情報保護に対する措置
	4 デイサービスセンターの運営に対する提案について [配点70/200]	(12) 高齢者虐待防止に関する取組み (13) 障害者雇用、団体との連携 (14) サービスの提供内容 (「食事について」など8項目)
	5 児童館の運営に対する提案について [配点20/200]	(15) 児童館の運営にかかる基本方針 (16) 子どもの健全育成に資する計画の作成 (17) 子どもの安全に対する配慮 (18) デイサービスセンターの利用者と児童館利用者との世代間交流の提案
② 収支予算書	6 経営管理に関する計画 [配点10/200]	(19) 収支計画の妥当性 (20) 管理及び事業に係る経費のバランス
③ 財務資料	7 経営管理に関する現況※財務資料については直近3期分の状況を確認します。 [配点20/200]	(21) 貸借対照表 (22) 借入金及び支払利子の内訳書 (23) 損益計算書（販売費一般管理費の明細含む） (24) 利益処分に関する書類及び財産目録

1 0 指定管理者の指定及び協定締結に係る事項

管理に係る細目的事項、管理経費の額等を具体的に定めるため、選定された候補者と協議の上、市議会で指定の議決を経て指定管理者と協定を締結し、協定書を作成します。

1 1 申請に関する留意事項

- (1) 審査結果については市議会の議決後にホームページ等で公表します。なお、競争上の地位、その他正当な利益を損なうことがないよう、原則、落選した申請者名は公表しません。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 申請に要する費用は、申請者の負担とします。
- (4) 指定管理者として選定された者が、指定管理業務を開始するまでの準備に要する費用は、当該指定管理者として選定された者の負担とします。
- (5) 委員会の委員及び関係職員に対して、本件申請についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。
- (6) 申請後に、申請を取り下げようとする場合は、速やかに指定管理者指定申請取下届（様式第7号）を提出してください。
- (7) 申請後に、提出された書類の内容を変更することはできません。
- (8) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格となることがあります。
- (9) 刈谷市は、指定管理者の選定の公表等で必要な場合は、提出された書類の内容を無償で利用できるものとします。
- (10) 提出された書類は、刈谷市情報公開条例における公文書として、同条例に基づく公開請求の対象となります。
- (11) 提出された書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用することにより生じた責任は、原則として申請者が負うものとします。
- (12) 刈谷市が必要と認める場合は、既に提出された書類に追加して、新たに書類の提出を求めることがあります。また、提出された書類については、別途、指定する形式で電子データによる提出を求めることがあります。

1 2 問合せ先

(1) デイサービスセンターに関すること

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

刈谷市役所 福祉健康部 長寿課 長寿生きがい係

電 話 0566-62-1063

FAX 0566-24-2466

電子メール choujyu@city.kariya.lg.jp

(2) 児童館に関すること

〒448-0851 刈谷市神田町1丁目39番地3

刈谷市役所 次世代育成部 子育て推進課 夢と学びの科学体験館

電 話 0566-24-0311

FAX 0566-25-8494

電子メール habataki@city.kariya.lg.jp